

議案第 4 号

令和 4 年度青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

令和 4 年度青森県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 号 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 8 9, 6 9 0 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 7 2, 2 2 9, 6 1 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 2 月 2 0 日提出

青森県後期高齢者医療広域連合長 小野寺 晃彦

# 第1表 歳入歳出予算補正 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市町村支出金		28,835,818	30,298	28,805,520
	1 市町村負担金	28,835,818	30,298	28,805,520
2 国庫支出金		57,506,182	161,055	57,345,127
	1 国庫負担金	40,866,876	61,329	40,805,547
	2 国庫補助金	16,639,306	99,726	16,539,580
3 県支出金		14,151,094	61,329	14,089,765
	1 県負担金	14,151,093	61,329	14,089,764
7 繰入金		7,180,169	162,992	7,343,161
	1 一般会計繰入金	350,757	5,267	345,490
	2 基金繰入金	6,829,412	168,259	6,997,671
歳入	合計	172,319,300	89,690	172,229,610

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		166,663,094	84,450	166,747,544
	3 その他医療給付費	648,080	84,450	732,530
4 特別高額医療費共同事業拠出金		87,840	11,826	76,014
	1 特別高額医療費共同事業拠出金	87,840	11,826	76,014
5 保健事業費		1,060,857	162,314	898,543
	1 保健事業費	1,060,857	162,314	898,543
歳出	合計	172,319,300	89,690	172,229,610

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1 総括

### (歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市町村支出金	28,835,818	30,298	28,805,520
2 国庫支出金	57,506,182	161,055	57,345,127
3 県支出金	14,151,094	61,329	14,089,765
4 支払基金交付金	64,366,473	0	64,366,473
5 特別高額医療費共同事業交付金	44,930	0	44,930
6 財産収入	1,010	0	1,010
7 繰入金	7,180,169	162,992	7,343,161
8 繰越金	50,000	0	50,000
9 県財政安定化基金借入金	1	0	1
10 諸収入	183,623	0	183,623
歳入合計	172,319,300	89,690	172,229,610

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	491,706	0	491,706				
2 保険給付費	166,663,094	84,450	166,747,544	122,360			206,810
3 県財政安定化基金拠出金	37,092	0	37,092				
4 特別高額医療費共同事業拠出金	87,840	11,826	76,014				11,826
5 保健事業費	1,060,857	162,314	898,543	100,024		5,267	57,023
6 公債費	1,001	0	1,001				
7 諸支出金	3,877,710	0	3,877,710				
8 予備費	100,000	0	100,000				
歳出合計	172,319,300	89,690	172,229,610	222,384	0	5,267	137,961

2 歳入

(款) 1 市町村支出金  
(項) 1 市町村負担金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 保険料等負担金	15,429,114	30,298	15,398,816	1 現年度分	31,948	保険基盤安定負担金
				2 過年度分	1,650	決算見込による
計	28,835,818	30,298	28,805,520			

(款) 2 国庫支出金  
 (項) 1 国庫負担金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 高額医療費負担金	790,721	61,329	729,392	1 現年度分	61,329	決算見込による
計	40,866,876	61,329	40,805,547			

(款) 2 国庫支出金  
 (項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 調整交付金	16,518,916	29,274	16,489,642	2 特別調整交付金	29,274	決算見込による
2 後期高齢者医療制度事業費補助金	120,389	70,510	49,879	1 後期高齢者医療制度事業費補助金	70,510	決算見込による
3 後期高齢者医療災害臨時特例補助金	1	58	59	1 後期高齢者医療災害臨時特例補助金	58	決算見込による
計	16,639,306	99,726	16,539,580			

(款) 3 県支出金  
 (項) 1 県負担金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 高額医療費負担金	792,374	61,329	731,045	1 現年度分	61,329	決算見込による
計	14,151,093	61,329	14,089,764			

(款) 7 繰入金  
(項) 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	350,757	5,267	345,490	1 一般会計繰入金	5,267	医療費通知作成に係る契約執行残等
計	350,757	5,267	345,490			

(款) 7 繰入金  
 (項) 2 基金繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 後期高齢者医療財政調整基金繰入金	6,829,412	168,259	6,997,671	1 後期高齢者医療財政調整基金繰入金	168,259	
計	6,829,412	168,259	6,997,671			

3 歳出

(款) 2 保険給付費

(項) 3 その他医療給付費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 葬祭費	647,300	84,450	731,750				84,450	18 負担金、補助及び交付金	84,450	決算見込による
計	648,080	84,450	732,530	0	0	0	84,450			

(款) 4 特別高額医療費共同事業拠出金  
 (項) 1 特別高額医療費共同事業拠出金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 特別高額医療費共同事業拠出金	87,730	11,818	75,912				11,818	18 負担金、補助及び交付金	11,818	決算見込による
2 特別高額医療費共同事業事務費拠出金	110	8	102				8	18 負担金、補助及び交付金	8	決算見込による
計	87,840	11,826	76,014	0	0	0	11,826			

(款) 5 保健事業費  
(項) 1 保健事業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
2 保健事業 推進費	405,558	150,024	255,534	100,024		2,602	47,398	3 職員手当 等	34 勤勉手当 44 通勤手当	10 44
								4 共済費	10 共済組合 社会保険料	92 82
								12 委託料	148,200 介護予防の一体的実施に係る 業務委託料	
								18 負担金、 補助及び 交付金	1,800 保健指導補助金	
3 医療費適 正化事業 費	43,992	2,665	41,327			2,665		10 需用費	201 印刷製本費	
								11 役務費	804 通信運搬費	
								12 委託料	1,660 医療費通知に係る業務委託料	
4 長寿・健 康増進事 業費	72,402	9,625	62,777				9,625	18 負担金、 補助及び 交付金	9,625 特別対策補助金	
計	1,060,857	162,314	898,543	100,024	0	5,267	57,023			

# 補正予算給与費明細書

## 1 特別職

区	分	職員数 (人)	給 与 費						共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
			報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	寒冷地手当 (千円)	その他の 手当(千円)	計 (千円)			
補正後	長 等							0	0		
	議 員							0	0		
	その他の特別職							0	0		
	計	0	0	0	0	0	0	0	0		
補正前	長 等							0	0		
	議 員							0	0		
	その他の特別職							0	0		
	計	0	0	0	0	0	0	0	0		
比 較	長 等	0	0	0	0	0	0	0	0		
	議 員	0	0	0	0	0	0	0	0		
	その他の特別職	0	0	0	0	0	0	0	0		
	計	0	0	0	0	0	0	0	0		

## 2 一般職

### (1) 総括

区	分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
			報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後		1		2,450	559	3,009	515	3,524	
補 正 前		1		2,450	593	3,043	505	3,548	
比 較		0	0	0	△ 34	△ 34	10	△ 24	

職員手当の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	寒冷地手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)
	補 正 後		290	193		76				
	補 正 前		290	183			120			
	比 較	0	0	10	0	△ 44	0	0	0	0

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明	備 考
給 料	0	給与改定に伴う増減		
		普通昇給に伴う増減		
		その他の増減分		
職員手当	△ 34	制度改正に伴う増減分	10	
		その他の増減分	△ 44	通勤手当の増減

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分	行 政 職	
令和4年12月1日現在	平均給料月額 (円)	204,160
	平均給与月額 (円)	210,456
	平均年齢 (歳)	62.33
令和3年12月1日現在	平均給料月額 (円)	204,160
	平均給与月額 (円)	209,971
	平均年齢 (歳)	61.33

イ 初任給

区 分	学 歴	行政職 (円)	国 の 制 度
			行 政 職 (円)
令和4年12月1日現在	高 校 卒	150,600	154,600
	大 学 卒	182,200	183,200

ウ 級別職員数

区 分	行 政 職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和4年12月1日現在	8級		
	7級		
	6級		
	5級		
	4級		
	3級	1	100.0
	2級		
	1級		
	計	1	100.0
令和3年12月1日現在	8級		
	7級		
	6級		
	5級		
	4級		
	3級		
	2級		
	1級		
	計	0	0.0

(級別の標準的な職務内容)

行政職	
1級	主事の職務
2級	1 主査の職務 2 主任の職務 3 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事の職務
3級	1 主幹の職務 2 困難な業務を処理する主査の職務 3 レセプト点検専門官の職務 4 保健事業推進員の職務
4級	1 困難な業務を処理する主幹の職務 2 困難な業務を処理する保健事業推進員の職務
5級	1 課長又は副参事の職務 2 特に困難な業務を処理する主幹の職務
6級	1 事務局長の職務 2 特に困難な業務を所掌する課長の職務
7級	困難な業務を所掌する事務局長の職務
8級	特に困難な業務を所掌する事務局長の職務

エ 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の級等による加算措置	備考
	6月(月分)	12月(月分)			
本年度	2.100	2.200	4.30	5~20%	
前年度	2.100	2.100	4.20	5~20%	
国の制度	2.150	2.250	4.40	5~20%	

オ その他の手当

区分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同じ	
住居手当	同じ	
通勤手当	異なる	4輪の自動車を使用する者 使用距離により2,000円~46,000円に区分 交通機関等を利用する者の上限額 90,000円